

介護職員のキャリアパス および処遇改善に関する規程

社会福祉法人 新橋会
特別養護老人ホーム和の郷

令和8年6月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新橋会において介護業務に従事する職員のキャリアパス(職位の基準、求める役割、昇格基準、処遇)を明確にし、公平で透明性のある人事評価と処遇の決定につなげることを目的とする。また、処遇改善加算の適切な配分及び職員の資質の向上を図る。

(適用範囲)

第2条 本規程は、介護職員処遇改善加算の対象となる職務に従事する職員に適用する。介護事業所に勤務する介護職員以外の職種として、介護支援専門員、生活相談員、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理員、その他の事務職等。

(キャリアパス制度の骨格)

第3条 社会福祉法人新橋会は、次のキャリアパス制度を定め、任用要件及び昇格要件に基づき該当する従業員の処遇を決定し、定められた労働条件に反映させるものとする。

- 1) 職位、職責、職務内容に応じた任用要件(必要資格、経験など)
- 2) 職位、職責、職務内容に応じた賃金体系及び昇給基準
- 3) 職位、職責、職務内容に応じた昇格基準
- 4) 資格取得支援(介護福祉士、実務者研修、初任者研修等に対する支援制度)

第2章 職位・職責に関するキャリアパス制度

(階層の定義)

第4条 職位・職責に関するキャリアパス制度は、下記に定義する階層に基づき、各事業所または所属部署において適応する。

(任用要件及び昇格要件)

第5条 キャリアパスの等級制度に基づく職位・職責に関する任用要件、職務内容ならびに昇格要件は、下記のとおりとする。

(昇格)

第6条 昇格は、任用要件を満たし上司の推薦を受けた職員を対象に行います。昇格の可否は以下を総合的に判断して理事長が決定します。
①昇格面談の結果。②法人への貢献度。③勤務実績。④資格の有無等。

(降格)

第7条 降格は、業務遂行における技能レベルの低下や職務専念義務の怠り等により業務遂行や業績を果たせない場合、又は就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があった時など、会社が必要と判断した場合は、下位職への降格を行うことがある。

(人事考課の対象)

第8条 人事考課の対象は、介護職員及びその他の職種職員について行う。ただし、以下の職員は対象外とする。長期欠勤者、産前産後休業、勤務実績が6か月に満たない者、退職者、育児介護休業中の職員。

(人事考課の目的)

第9条 人事考課の目的は、昇格、昇進、昇給の判断とし職員の教育や指導、配置の参考資料とするために行う。

(人事考課の期間)

第10条 人事考課は、毎年4月から翌年3月までを対象とし年1回(12月初旬)に実施する。

(人事考課の方法)

第11条 対象職員は、1年間の自己考課を行い、人事評価シートを記入し、主任に提出する。主任のいない部署については、直接施設長に提出する。主任は、提出された自己評価シートをもとに職員と面談を行う。主任は、職員との面談後、施設長に報告をする。最終評価は施設長が行う。
1、職員が1年間の自己評価を行い、人事評価シートを記入する。
2、施設長または主任は、提出された評価シートをもとに本人と面談する。
3、主任は判定した内容を施設長へ報告し、施設長は最終評価を行う。

(人事考課、考課者の責務)

第12条 人事考課の評価は、①日常の職務の観察及び指導で得た事実を集積し、

適格公平に行う。②職務に関係無い事は原則として評価の対象としない。の原則に従って厳正に行わなければならない。

第3章 資格取得に関するキャリアパス制度

(キャリア手当加算)

第13条 介護職員処遇改善加算支給対象の職員について資格に応じた手当を基本給へ含めて支給する。

介護福祉士 キャリア手当 20,000円

2 これらの手当は全て処遇改善額①とする。

介護福祉士（一般） キャリア手当 7,000円

（リーダー・副主任） 13,000円

（マネージャー・主任） 23,000円

3 これらの手当は全て処遇改善額②とする。

(その他の加算)

第14条 喀痰吸引等研修①又は②を受講し、認定特定行為業務従事者認定症の取得のある職員については次の額を加算する。

特定行為① 5,000円

特定行為② 3,000円

2 これらの手当は全て処遇改善額②とする。

緊急時待機手当(オンコール手当)支給基準

1 目的

利用者の急変その他緊急時において、迅速かつ適切な対応を行うため、緊急時待機(オンコール)に従事する職員に対し、緊急時待機手当を支給する。

2 対象職員

特別養護老人ホーム和の郷に勤務する介護職員のうち、緊急時待機(オンコール)担当として指定した職員。

3 緊急時待機の定義

勤務時間外において、施設からの連絡を受けられる状態を維持し、必要に応じて電話対応又は出勤対応を行うことをいう。

4 支給額

緊急時待機手当(オンコール)は、担当した月に応じて次のとおり支給する。

処遇改善加算より2/3,法人負担1/3

区分

支給額

①緊急時待機(オンコール)月単位 待機1待機2

2,500円

②緊急時待機(オンコール)月単位(待機1/2責任者)

3,000円

5 出勤した場合の取扱い

緊急時待機中に施設へ出勤した場合は、緊急時待機手当とは別に、就業規則及び給与規程に基づき時間外勤務手当を支給する。

6 支給方法

緊急時待機手当は、勤務実績を確認のうえ給与支給日に支給する。

第4章 処遇制度

(処遇の規定)

第15条 キャリアパス制度に基づき介護職員等の処遇を適用する。

2 処遇改善加算については、別途、配分規程に基づき支給する。

(夜勤手当の充実)

第16条 介護職員の総合的な処遇改善のために夜勤手当の充実を図ります。夜間勤務1回につき13,000円の内5,000円を処遇改善額①とする。さらに、3,000円を処遇改善額②とする。

(処遇改善の配分)

第17条 職員の一人ひとりについては、基本配分、加重配分、職種係数、勤務率等の評

価により決定する。

第18条 介護職員一人ひとりの働きに応じて毎月 8,000円～ のベースアップを以下の点を総合的に考慮し理事長が決定する。
法人への貢献度、勤務実績、所持資格等。

(賞与の一部減額及び賞与の特別支給)

第19条 法人における事業実績が、年度当初の計画を達成できない場合には、賞与額を減額することがある。

- 2 法人における事業実績が、計画を大きく上回り、計画以上の達成が見込まれる場合、特別賞与や加算の支給を検討する。処遇改善額等の合計見込み額が下回ると見込まれるときは、3回目の賞与及び一時金を支給することがある。その場合の計算方法については、理事長が決定する。
- 3 この金額を処遇改善額①及び処遇改善額②とする。

第5章 定期昇給制度

(定期昇給制度)

第20条 法人においては、給与規定の第19条に昇給及び昇給時期について年1回9月に行うと規定されている。昇給額についても個人評価表により0%から100%の昇給額評価表に従い昇給する。ただし、職務専念等の怠り等により職務・職責に合う職務遂行又は業績を果たせない状態が継続的である場合、又は就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があった時など、和の郷が必要と判断した場合には、昇給しないことがある。

第6章 研修制度

(職員の研修計画)

第21条 職員の研修計画は別表の通りとする。

第7章 資格取得支援制度

(資格取得等支援対象)

第22条 資格取得等支援対象者は下記の職員とし、詳細は別表のとおりとする。

- 1 介護職員として(常勤換算として1または法人が認めた職員)直接介護業務の実務についている職員または予定の職員。
- 2 介護支援専門員として(常勤換算として1または法人が認めた職員)実務についている者であって、業務継続にあたり資格更新が必要な職員。
- 3 法人運営に必要な特定の技能習得を目的とした研修受講や資格取得をする職員。

(資格取得支援支給方法)

第23条 職員は自らのキャリア形成目的に応じた研修受講、資格受験の申し込み、費用を支払いのうえ、研修修了証明書(写)費用領収書(写)を法人指定の復命書及び経費精算申請書に添付の上、速やかに手続きを行う。毎月5日を申請締め切り日とし、当月給与に加算して支給する。

第24条 資格取得支援等を受けた職員が、費用を受給した月から24か月に満たない日に退職する場合には、受給した費用を全額返済するものとする。ただし、毎月支給されるキャリア手当は除くものとする。

第1章 その他

(介護職員処遇改善実績報告)

第25条 本規程で定める処遇の改善内容を処遇改善加算支給の実績報告の基本金額とする。

(規定の準用)

第26条 本規程に定めのない事項は、就業規則及び給与規定等に準じるものとする。

(制度の改廃)

第27条 本規程で定める内容は、介護報酬制度における介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ加算が改廃された場合に、全面廃止も含め規定の見直しを行うものとする。また、生産性向上及び職場環境改善要件についても反映し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(施行日)

第27条 本規程は、令和5年4月1日に制定し、令和5年4月1日から施行する。

本規程は、令和6年2月1日に改定し、令和6年4月1日から施行する。

本規定は、令和7年3月1日に改定し、令和7年4月1日から施行する。

本規定は、令和7年12月1日に改定し、令和8年1月1日から施行する。

本規定は、令和8年4月1日に改定し、令和8年6月1日から施行する。